

別添

鳥取県立日野高等学校生徒輸送バス借り上げ業務仕様書

1 業務名称

鳥取県立日野高等学校生徒輸送バス借り上げ業務

2 業務内容

授業及び部活動等学校教育活動に係る日野高等学校本校舎（日野町根雨 310 番地）又は根雨駅（日野町根雨 134-1）と同校黒坂施設（日野町黒坂 1109 番地）間の生徒等の輸送

3 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 車両

(1) 車 種 大型車、中型車及び小型車

発注者が指定する乗車人数に応じた車両であること。

なお、最大乗車人数は 44 人とする。（運転手除く、立席不可）

(2) 数 量 1 台

(3) その他 運転手付き

5 運行

受注者は、発注者が前月末までに示す翌月の運行予定表に基づき運行すること。ただし、授業時間等の変更に伴い急遽運行時間を変更する場合がある。

(1) 年間予定日数

175 日（別紙「年間運行予定表」参照） （大型車：72 日、中型車：73 日、小型車：30 日をそれぞれ想定）

休業日（夏季・冬季・学年末休業日、日曜日・土曜日及び休日）は原則として運行しない。

なお、休業日を変更する場合がある。

(2) 運行時間

午前 8 時 45 分から午後 7 時 50 分までの間の指定する時間

(3) 1 日の往復回数

1 回から 4 回を予定

(4) 1 日当たりの平均運行時間

7 時間

ただし、受注者営業所から学校間の運行時間は除く。

(5) 1 日当たりの平均走行距離

52.8km（3 往復）

ただし、受注者営業所から学校間の運行距離は除く。

※（4）及び（5）は、授業の時間割編成、部活動の実施状況等により変動がある。

6 報告書

受注者は、各月の最終運行日以降、当該月の運行日ごとの走行時間及び走行距離の実績を記載した報告書を翌月 10 日までに発注者に提出するものとする。

7 賃貸借料の支払い

- (1) 受注者は、6の報告書が適正と認められた後、実績に基づき賃貸借料を発注者に請求するものとする。
- (2) 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（令和5年8月25日中国運輸局公示第41号改正）」により、以下の計算方法で計算した時間制運賃とキロ制運賃の額を合算した額に消費税及び地方消費税の税率である100分の10を乗じた金額に相当する金額を加算した金額を請求するものとする。

ア 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間の2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に1時間当たりの契約単価を乗じた額とする。

ただし、1日当たりの走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

また、1日当たりの走行時間における1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

イ キロ制運賃

1日当たりの走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に1キロ当たりの契約単価を乗じた額とする。

ただし、走行距離における端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

- (3) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る賃貸借料を受注者に支払うものとする。

8 事故時の損害賠償等

業務中の事故による第三者に対する損害賠償責任は、受注者において行う。

9 その他

- (1) 受注者は、道路運送法、道路交通法及び関係法規等を遵守すること。
- (2) 受注者は、輸送する旅客が生徒であることに十分留意し、輸送の安全確保及び適切な車両管理について万全の注意と措置を行うものとする。
- (3) 受注者は、運転者の指導監督、運転者の疲労・健康状態等の把握及び安全運転の指示等、輸送業務の安全確保に万全の注意を払わなければならない。
- (4) 受注者は、車両を常に良好な状態に維持しなければならない。
- (5) 受注者は、車両が故障又は交通事故その他の理由により輸送に支障を来たと認められたときは、速やかに代替車両を配車する等の適切な措置を講じなければならない。
- (6) 乗務員は、生徒等の乗車中の車内及び学校校地内で喫煙してはならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。